



17号

2011年

4月23日

### 東日本大震災による被災者の皆様へ

3月11日に発生いたしました東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申しあげますとともに、被災されました多数の皆様、およびご家族の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

この被害の中に、多くの「親を亡くした子」と「子を亡くした親」の姿があることに、特に胸が痛みます。

また、いまだ大きな余震も続くなか、被災者救助や災害対策、復興支援に全力を尽くしている関係者の方々、原発事故の解決のため命懸けの作業に取り組む関係者の方々、それを支えるご家族の方々に、心から敬意を表します。

被災された多くの皆様の痛みが、長い時間がかかるかもしれませんが、一步一步回復されますことを、また、一日も早い、地域の復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

親子ネットでは、この震災の痛みを決して忘れないよう胸に刻み、これからも親子が自然に会える社会の実現のために、法整備を求めて活動を続けてまいります。

(親子ネット運営委員一同)

### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ  
TEL&FAX 047-342-8287 e-mail : info@oyakonet.org  
HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費 2000円 郵便振替 00100-9-565411  
加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



## 巻頭言： 天災と人災

東日本大震災は未曾有の大災害となりましたが、幸いなことに、この震災で命を落とした親子ネット会員はいませんでした。しかし、東北地方にも、別居や離婚により親子生き別れになっていた当事者も多数いるはずで、子どもの安否すらわからない人、逆に実親の生死すら知らない子どもも相当数いると思われます。地震や津波の映像を見る度に心が痛むのですが、私達当事者がとりわけ気になるのは、「震災孤児」や「家族離散」のニュースではないのでしょうか。突然と心の準備のないまま、親子が死別してしまったのです。残された側の喪失感、生活への不安は、生き別れを経験してきた私たちには想像に難くありません。

そしてもう一つ、触れておかなければならないことがあります。原発事故です。被災者であっても、地震そのものに怒りをぶつける人は恐らくほとんどいない一方、放射線漏れに憤りを感じている人は少なくないと思います。この違いが何かと考えると、「天災」なのか「人災」なのか、そういうことに行き着くのだらうと思います。何も悪いことをしていない自分達が、何故「国」によりささやかな幸せまで奪われてしまったのか、もがき苦しめどもどうすることもできない、私達の問題にも似ている気がします。

奇しくも地震とほぼ同じくして、3月16日に、コリン・ジョーンズ著『子どもの連れ去り問題・日本の司法が親子を引き裂く』が発売されました。裁判官（裁判所）による「人災」について書かれたものです。裁判官の裁量（独自ルール）によって、その運用がいくらでも捻じ曲げられる、その家庭裁判所のカラクリがこの本では非常にうまく描かれています。対極的な例として、『カリフォルニア州法では、「子どもの最善の利益」が何たるか、こと細かに規定されている。それは、たった一人の裁判官の裁量に子どもの将来を任せることに警戒心があるからだ』と紹介されています。つまり、悪意がなくとも、そのような運用がなされないように裁判官に縛りを与えるという意味で非常によくできた制度、つまり「人災」を未然に防ぐ仕組みになっているわけです。

「誰が悪いのかではなく、何が正しいのか。正しく動かすにはどうすべきなのか」その本質をとことん問い続け愚直に実行することこそが、「人災」の再発防止、さらには未然防止につながると考えます。不幸にして、私達は「親子引き離し問題」の当事者になってしまいました。だからこそ、これ以上「人災」の犠牲者を増やさないよう、発信し続けなければなりません。『がんばろう！当事者』。

（親子ネット副代表 藤田尚寿）

## 親子ネットの活動に寄せる想い

会員が出会えた奇跡について

インターネットやパソコンが普及しだしたのは、ここ10年程で、今や、日常生活とは切り離せないツールになりました。もし、IT革命がなかったら、今、中東に起こりつつある政変は起こらず、何よりも、親子ネットの会員が世代や職業を超えてお互いに知り合うことはできなかったに違いありません。奇跡が起こったと私は思っています。

とはいえ、これらはあくまでも道具に過ぎません。使われなければ、それも有効に使われなければ、ただ存在しているに過ぎません。国を動かす力になるのか、単に愚痴を書き込んだりするためだけに使われるのか、それは私達次第です。奇跡に恵まれたことを自覚し、「自分の子どもとの自然な交流の実現」を目指して、有効に使うように心がけましょう。

物言えぬ児童に対する虐待について

ハーグ条約批准に反対する人達は、DVをその理由に挙げます。日本人どうしの離婚でも、マニュアルが存在するかのように、多くの場合にDVが離婚理由にあげられています。しかし、日本で定義されるDVには普通の感覚から考えて極めて多くの疑問点があります。このことに関しては、『引き離し』16号に、「ほんまに？」DVに関する調査(編集委員会)、調査から見える

日本とアメリカの司法の違い(青木聡氏)、DV法濫用被害者3名を取材して(鈴木裕子氏)、解説：DV防止法運用の問題点 乱用の温床 (印旛一帆氏)が掲載されていますが、それぞれに説得力があり、全く同感、というしかありません。

たとえ虚偽であっても、上記のDVは、そのことを訴えたり、あるいは、逃げたりすることができます。しかし、一方で、訴えることも逃げることもできないDVがあります。本当はこちらのDVの方がはるかに深刻な問題です。それは離婚後に、子どもが、同居している親や、その同居相手から受ける虐待です。

最近、発表された警察庁の資料によりますと、「養・継父と母親の内縁の夫による虐待は全体の4割近くになるなど、非血縁者の男による虐待の増加が目立っている」(産経新聞、2011.2.24)ことが明らかになりました。このような子どもに逃げ場はありません。でも、もし、親権を持たない親との定期的な交流があれば、このようなDVを未然に防げた可能性は十分にあります。「2歳女兒 踏みつけ殺害 同居の男、容疑で逮捕」(京都新聞、2010.12.26)など、もう、こんなにも痛ましい記事は、金輪際、目にしたくありません。

(山上恭太郎)

## ドイツの監護事情（後編）

前号ではドイツの子の監護に関する法制度について紹介しました。今号では現在ドイツで行われている現行の共同監護法の法改正議論について紹介したいと思います。

近年ドイツでは事実婚が増加しています。生まれてくる子の3分の2は事実婚の子であると言われるほどです。それに伴い、法的保障も少しずつとはいえ法律婚との垣根が低くなりつつあります。しかし、法律婚をしていないいわゆる事実婚(Nichteheliche Lebensgemeinschaft)の父親の共同監護に関しては、法においても、未だ平等に扱われているとは言えず、現在ドイツが直面しているのが、別居後の共同監護における父親の法的位置づけです。現在、連邦議会に提出された法案では、事実婚の父親の共同監護への参加をさらに推進する方向にあります。具体的には法律婚の両親と同様、事実婚の両親や生物学的父親(一緒に暮らしていないケースも含む)にも別居後も自動的に両親に共同監護を認めようというものです。今年の1月28日の連邦議会では、申請モデル(Antragsmodell)と呼ばれる共同監護の実践方法モデルの採用について議論がなされました。これは事実婚の両親には自動的に共同親権を付与せず、子の出生15週間前から生後8週間を申請期間と定め、共同監護申請書を家庭裁判所へ申請し、子の利益に反しない限りにおいて共同監護を認めるという方法です。当事者自らが申請書を提出することにより、両親間でのコミュニケーションが取られ、相互の協力関係が構築されていることが確認できるのが大きなメリットです。このような当事者による自発的な決定と申請という一連の行為は、自動的に共同監護権を付与する、あるいは家庭裁判所が決定するのは異なり、共同で監護を行うための基礎となる親としての自覚や責任を確認し、促すことにもつながるからです。これは、親としての自覚がなく責任感を持たない人にまで監護権を自動的に認めることになってしまい、結果、子の利益に反してしまうという状況回避というメリットも強調されています。細かい点でのポリシーはまだ擦り合わせ段階にあるものの、この大きな方向性はすべての政党で一致しており、法改正の実現性は非常に高いと思われます。

特筆すべきは、今回の法改正議論のきっかけが、2010年7月21日の独連邦憲法裁判所での判例(der Beschluss des Bundesverfassungsgerichts vom 21. Juli 2010 - 1 BvR 420/09 -)にあるということです。既存の法律では、事実婚の父親は共同監護申請を提出すれば、別居後も法律婚同様に共同監護を行使できるが、それには母親の同意が必要であることが規定されています(BGB § 1626a)。この規定が、事実婚であり父親である原告を、法律婚ではなく事実婚、さらには母親ではなく父親であるというステータスを二重に差別し、家族生活を享受する人権を侵害していると父親

は訴えていました。一旦はドイツ国内では違憲ではないという判決が下されましたが、原告は納得することができず2009年に欧州人権裁判所にドイツ国を相手に訴えました(Zaunegger v. Germany)。そこではドイツでの判決が覆され、ドイツの家族法における共同監護法の一部が、欧州人権条約34条の基本的人権を侵害しているという判決が下されました。父親と監護権を共有したくないという理由から、共同監護に合意しない母親が存在しており、未婚の場合は特に母親の意思に強く支配されていました。別居後の共同監護に対する母親の強い拒絶は、円滑な共同監護を不可能にし、結果として子の利益に反するというドイツ側の主張は退けられました。欧州人権裁判所は、ドイツ側の主張は法律婚をしていなかった父親は子の監護に関して無責任であるという偏見に基づくものであり、事実婚が増加している社会状況を鑑みると、事実婚でも育児に参加し法律婚の父親と同様あるいはそれ以上に責任をもって監護をしている父親もたくさんいることを度外視していると判決の中で述べています。その後、ドイツ連邦憲法裁判所で差し戻し裁判が行われ、結果、欧州人権裁判所での判決が支持され、現行法(BGB § 1626a)が原告を差別していること認める判決が下されたのです。

欧州には自国の裁判システムのひとつ上に欧州人権裁判所というものが存在しています。これは欧州人権条約に批准している国に適用されるもので、個々のケースについて判決を下すものですが、自国での法改正に多大な影響を与え、重要な役割を果たしています。今回のケースも、まさにこの欧州人権裁判所での判決なくしては、今回のドイツにおける共同監護法改正(まだ審議中)にも至らなかったはずで、この点、欧州人権裁判所の判決の意義は大きいと思われます。また、「非嫡出子と父親は親族に値しない(Ein uneheliches Kind und dessen Vater gelten nicht als verwandt)」という法が1969年に撤廃されたにもかかわらず、その価値観は根強く社会に残存していました。今回の法改正が実現されれば、数十年という時間をかけながらも、そのような価値観は過去のものとなりドイツの共同監護法は、新たなステージを迎えることになりそうです。

(吉澤寿子：ドイツデュッセルドルフ大学博士課程)

### 著者紹介：

吉澤寿子さんは、ドイツ国デュッセルドルフ大学の大学院博士課程に在学中の新進気鋭の法律学者です。日本の家族法、特に離婚と面会交流のあり方に興味を持たれています。昨年秋に一時帰国され、親子ネットや我が子に会いたい親の会に参加されました。その際に、ドイツと日本の家族法の比較について、寄稿をお願いしました。

## 祖父母の想い

# 「親子」～その連綿たるもの～

2007年4月、娘は出産直後に精神を患い、約一年後に神経症圏内と診断される迄、統合失調症様の服薬をしていました。5月、「子供が泣いて寝られない。（手伝いに来ていた）お前の母親は、病人と赤ん坊を俺に押し付けて帰ったのか。お前も帰れ」と夫に言われた娘は、子連れ、私の元へ帰されました。娘は精神的不安定から買い物依存を繰り返し、その度に夫から「離婚だ」と言われ、弁済する私は、馬鹿親と呼ばれました。

別居一年後、一人暮らしの夫が可哀想と、娘は子と、手伝いの私を伴い夫の元へ帰りました。しかし夫は病気に理解がなく、体調を崩した娘は病院に行く事すら咎められ、精神も大きく崩してしまいました。そして夫や、薬剤師資格を持つ夫の親から統合失調症と決め付けられ、差別と偏見を受け、「守れない」と切り捨てられました。娘は病気になっただけなのに。それも妊娠・出産に伴うリスクを一人で負ったのに。

2008年11月、娘は病気を治して親子三人で暮しい一心から、再び多額の買物をした事を夫に告白したところ、激昂した夫に胸ぐらを掴まれ足蹴りにされ、罵声を浴びせられ、母を庇う様に父の足元で泣き叫ぶ子を奪われ、私と共に家を追い出され、実家へ帰ることになりました。それを機に転院し、産褥性精神病と診断されたのです。この病は予後良好で完治もするが、環境や状況がそれを大きく左右すると言われました。

娘の夫は子連れ自分の実家へ転居し、それ以後娘は、夫の実家内で夫の両親の監視下約二ヶ月に一度一時間、子との面会を許されることになりました。子はいつも「あ、ママだ！」と母の訪問を喜んで迎えてくれたと言います。最後の面会は2009年12月。症状の悪化を見咎められ、夫の親に以後の面会を拒まれ、数ヵ月後、パート勤めが出来るほどに回復したにも拘らず、娘は二度と我が子に会わせてもらう事なく、子の心身を案じつつ自死しました。あれから約三ヶ月、娘の配偶者である夫から未だ妻の死を悼む言葉一つありません。孫の父である娘の夫は我が子に、母親の死を何と告げるのでしょうか。30歳の父は両親と共にぬくぬくと暮し、片やその子は、一

歳半で父の手によって母から引き離され、僅か三歳半にして永遠に母を無くし、母の思い出、存在すらも消されようとしているのです。幼くして、無条件で甘える事のできる母を失った孫は、日々どのように暮し成長するのでしょうか。事実を知った時のショックは如何ばかりだろうか。父親は我が子に、その寂しさ、辛さを強いたのです。

Aちゃん、貴女はパパとママがいたから生まれたんだよ。貴女を一番愛していた優しい素敵なママがいたんだよ。貴女とママは繋がっている。貴女の周りには、貴女と一緒に暮したママのお母さんやお兄ちゃん、ママの思い出を一杯持ったママとつながった大人が沢山いるんだよ。だから貴女と私達もつながっている。貴女にママの思い出を繋いであげる。どうかママを忘れないで。

両親の元で幸福に育つべき子供の権利を奪った大人は、本来ある筈だったその子の家族の形に限りなく近い家族の形を維持するべきなのです。

連綿たる親子の繋がりを、何人も断ってはなりません。親と子がお互いを思い、会いたい一緒にいたいと思う気持ちは、人として当然、普遍のものなのです。

悲しくも大人の都合に巻き込まれた子供の心身の健やかな成長を、父も母も、一族共同して育てていなくてはなりません。子供の為の共同が出来てこそ、真の親、「親権者」と言えるのではないのでしょうか。大人の都合だけを声高に叫ばないで欲しい。叫んでいるのは子供達なのです。その声を大人はしっかり聴いて欲しい。

「不幸にする為にAを産んだんじゃない」娘はいつも言っていたのです。

（望月良子）



### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親同士と一緒にいても別れても、それは変わりません。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページやブログの運営の他、会報「引き離し」を隔月で発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ TEL&FAX: 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org

## 『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』出版に寄せて

おかげさまで3月16日に私の本、『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』（平凡新書）が刊行された。子どもをめぐる事件で多くの当事者が日本の家庭裁判所で経験する理不尽な手続きの進行、啞然とする「事実認定」、そして憲法・法律・子どもの権利に関する条約を無視するような審判・判決がなぜ平然と行われるのかについて、私なりに考えてまとめた内容のものである。私の問題のとらえ方は結構、民法や実務書に描かれる法律・裁判制度を必ずしも反映していないかもしれないが、「子どもの最善の利益」といった理論的なきれいな事と、家裁実務の冷たい現実との隔たりは多くの当事者が経験していることとしますので、多くの当事者に納得していただけたと思う。

大地震、津波、原発問題という国家危機が当然と注目を浴びるようになったが、ハーグ条約・共同養育の実現といった法改正の動きが活発になった昨今において、いくら法律を変えても、ハーグ条約を批准しても、日本の裁判官が子どもの利益ではなく、裁判制度の利益を最優先にすることができる現状が変わらなければ、実態はあまり変わらないというのが私の考え方である。従って、本書では法律の問題ではなく、裁判所という組織の問題としてとらえる部分が多い。何せ、裁判所が都合の悪い法律を無視したり、裁判官にとって都合の良いものに変換したりすることは法を司る人たちの得意技なのである。

例えば、「親権は親の義務である」といった論調は民法の基本テキストにもよく見られるもので、それで親権が親に対する指図の根拠になるが、「親権は親の権利と義務である」という民法の明文規定を無視した解釈になる。これがあまりにも「普通」になっているためか、裁判制度側の人たちがこのような矛盾に麻痺をしているとしか思えない。あるいは、子どもの引き渡しの実現に時々活用される人身保護法は是非皆様に読んでいただきたい。それで子どもの引き渡しが実現できた当事者はありがたいかもしれないが、裁判所にとって都合のいいもの（この場合は子どもをめぐる事件における強制力の問題を補う手段）にするために、どれだけ法律が無理な解釈をされ、本来の趣旨が無視され、裁判手続きそのものが形骸化するかがよく伺える。

これは別に裁判所の人々が皆悪者だと思っているわけではなく、むしろ逆だと思っている。しかし、親が別居した後の子どもの利益は何なのかという明確な、裁判官が例外的な場合を除いて従わなければならない法定基準がない現状、子どもの将来が裁判官による行政判断として決定される現状が変わらなければ、日本の親と子にとって状況は大して改善せず、国際的に日本が「拉致大国」という評判が消えないのであろう。

関心のある方は是非お読みになっていただきたい。  
(コリン・ジョーンズ)

～ 当事者へ贈るこの一冊～

### 『子どもの連れ去り問題

本書を読むと、何故、裁判所に頼ると、親子の絆が引き裂かれてしまうのか、そのプロセスが良くわかる。面会交流などの調停や審判は、建前上「子どもの福祉」基準であるが、実は子どもはどのようにもよく「裁判所の利益」のために、事件が処理されていくカラクリが、非常にうまく書かれている。

ところどころに使われる比喻は、家庭裁判所に関わったことがない人にもわかるようになっている。もしあなたが、家庭裁判所にお世話になったことがある当事者であるなら、その例えがウィットに富む皮肉が込められていることを感ずるであろう。そして、これが概ね当たっていると同感するに違いない。

裁判官は自身の裁量（裁判所の独自ルール）によって、何をしても許される。日本には裁判官の暴走をとめる法律がないということこそが「親子引き離し」問題の本質であるというのが理解できるだろう。対極的な例として引用されているのがカリフォルニア州法だ。『カリフォルニア州法では、「子どもの最善の利益」が何たるか、こと細かに規定されている。それは、たった一人の裁判官の裁量に子どもの

### 日本の司法が親子を引き裂く』

将来を任せることに警戒心があるからだ』と紹介されている。つまり、悪意がなくとも、そのような運用がなされないように裁判官に縛りを与えるという意味で非常によくできた制度、つまり裁判官の暴走を未然に防ぐ仕組みになっているわけである。

多くの当事者は、裁判所は正義の味方だから、事実を正直に伝えれば理解してもらえるはずだと思って、裁判所の門をくぐる。しかし、時間がたつにつれ、裁判所は正義の味方どころか、嘘をついてでも我を通す人に有利に働くところだと気づく。高い倫理観や道徳観をもって生きてきた人であればあるほど、無力感に苛まれ、自分の生き方が間違っていたのだろうか、自信を喪失していく。

当会は、こんな社会であってはならないと考えています。今、自分は何のために生きているのかわかれないと、人生そのものに絶望している当事者のみなさん、問題は司法にあり、あなたにあるのではありません。何とか耐え抜いて、我々と一緒に社会を変えていきませんか。

(藤田尚寿)

## 「離婚後の共同養育を求める」署名活動のご報告

親子ネットでは、昨年9月26日の全国集会で採択しました「離婚後の共同養育を求める」声明文を基に、署名活動を行ってきました。

署名活動では、私達の直面している「親子引き離し問題」をご理解していただき、我が国の社会の持つ「間違った風習」を正していくための大きな力となっていただくために、親子ネット会員のみならず、会員の家族や友人、同僚、さらには広く一般の国民の皆様にご協力をお願いしてきました。ちょうど時を同じくして、馳浩衆議院議員による国会法務委員会でのハーグ条約の批准と国内法の改正に向けた精力的な活動が開始され、全国各地の親子引き離し当事者団体が結束して親子新法連絡会が発足するという大きな流れの中での署名活動となりました。

全国各地の会員の方々が精力的に活動してくださった結果、4月15日までに集計されたものとして、6535筆を集めることができました。既に第2次締め切りは過ぎておりますが、いまだに会員の皆様から多くの署名が送られてくる状況ですので、最終的にはさらに筆数は増えることとなります。

この署名は、もともとは親子ネット全国集会での声明文ですが、関係各団体の賛同をいただいているものです。賛同していただいた関係各団体は、現在の親子新法連絡会のメンバーとして共に活動しています。賛同いただいた団体の一つである中部共同親権法制化運動の会からは、659筆の署名をお送りいただきました。親子ネット分とまとめて提出させていただきます。

今回の署名期間中に、東日本大震災が発生し、多くの人命が失われたことはご存じの通りです。今回の署名には、宮城県石巻市在住の方が、地元で精力的に集めてくださった約100筆が含まれています。震災の被害の甚大さを想う時、この100名の方々がなんの被害も受けていないとは思えません。それどころか、引き離された子どもに会いたいと思いつつ、永遠に会えなくなってしまわれた方が含まれているかも知れません。私達は、この署名一筆一筆の持つ重みを心に深く刻み込んで、親子新法の制定に向けて最も有効な活用を計ることを肝に銘じています。

(親子ネット運営委員会)

### 「書籍購入」募金のお願い

親子新法連絡会からのお願いです。

親子新法連絡会では、国会議員やマスコミ関係者に、コリン・ジョーンズさん著「子どもの連れ去り問題－日本の司法が親子を引き裂く」(平凡社新書)の配布を予定しております。数百冊の購入には、かなりの費用がかかりますので、皆様からの寄付を募りたいと思います。一人でも多くの関係者に配れるよう、皆様のご協力をよろしくお願いします。

振込み口座は下記になります。

一口、3000円(一口以上)です。

なお、下記の口座に振り込む際には、通信欄に「書籍費用」などと記載していただくと、処理しやすく助かります。ATMなどからは、通信欄がないこともございますが、その場合は無記入でも構いません。

ゆうちょ銀行

口座番号 00100-9-56411

加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

他行からの振込みの場合は、以下をご指定ください。

銀行名 ゆうちょ銀行

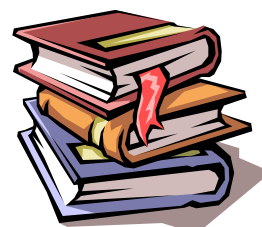
金融機関コード 9900

店番 019

預金種目 当座

支店 019支店(ゼロイチキュー店)

口座番号 0565411



## 別居親の写真を隠し持っていたケース

阿部 マリ

「子どもが会いたいと言い出したら面会させる。」これはよく聞く監護親の台詞です。しかし、全ての子が屈託無く非監護親に会いたいと言えるのでしょうか？

親に心配をかけず父のことを口に出すことのなかった子が、父に会いたいと言い出したのは離婚から既に10年経って思春期になり、自分に価値を見出せず苦しみ、不眠等の身体的症状が現れたときでした。

本件は、夫（以下、Aさんという）の不倫を原因として、子（以下、C子という）が2歳半のときに妻（以下、Bさんという）を親権者として協議離婚したもので、その原因もあって離婚時にAさんとC子の面会が話題になることはなく、ただ、BさんとC子の日常からAさんが消えただけの生活となりました。

2歳半の子にとって離婚前もそのほとんどの時間は母子だけのもので、父親はたまの休みにいる程度でしたから、BさんもC子にとっての生活環境が急変するわけでもなく特に影響はないだろうと考えていましたし、C子もいつも通り元気な日常を過ごしているように見えました。

ところが、ある日Bさんはしまってたアルバムを見たような形跡があることに気がきました。そのアルバムは家族が揃っていた頃のものだったので、押入れにしまいこんであったのです。その後も何度もアルバムの位置が変わっていて、C子が見ているんだろうと思うものの確認することもなかったのですが、ふとしたときにC子のポシェットにAさんの写真があるのを見つけてしまいました。そのときも会いたいのかしらとふと思った程度で、幼児のすることだしとあまり気にせずいつしか忘れていました。

離婚から10年経ち、C子は不眠等の身体的不調に悩むようになっていました。そのC子が切羽詰った様子で「父に会いたい」と言い出したものですから、Bさんは今回ばかりは事の重大さを理解し、面会を実現させるために奔走して切れていた父子の絆を結びなおしました。

そのほか、C子は心療内科などに通院をして治療した結果、不眠等の不調も回復しましたが、Aさんとの交流が再開したことがC子の回復に役立ったことは間違いありません。写真の中だけの空想の父と現実の父が統合されて、C子は父を人として理解し、自分の境遇を受け入れることができたのです。

私には、声もたてずに大きな瞳にいっぱいの涙を流していた幼いC子の姿が忘れられません。写真を隠し持っていたあのときからずっと、C子は誰にも訴えずに我慢していたのだと思うと、なぜもっと早く気付いてやれなかったのかと悔やまれてならないのです。

（阿部オフィス代表）



## 【手帳にメモして】

### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 定例会

日時・場所：未定

問合せ：TEL&FAX 047-342-8287

### 親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30

変更の際は事前にブログ等で告知。

場所：親子ネットNAGANO事務局（長野県白馬村）または電話相談（スカイプ対応）も可能。出張相談所の開設も可。

相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費は不要。

24時間前までに予約をお願いします。

問合せ：kodomokenri@gmail.com

### 子どもに「会いたい」親のための実践講座 シリーズ4

1. 「会えるために私たちができること」  
実際に引き離した直面した親の選択肢メンタルな心構え

5月15日(日)13:30～15:30 講師 望月蓮

2. 「海外の共同養育の実際」 欧米での面会交流や共同養育がどのように実践されているのか

5月29日(日)13:30～15:00 講師 青木聡

3. 「家庭裁判所攻略法・法制度と実際」  
法制度と家裁での現実、弁護士との付き合い方など

4. 「家裁でどうする？ How to 調停」  
実際の調停の場面を再現して、参加者と意見交換

6月12日(日)10:00～12:00、13:30～

15:30 講師 宗像充、登場人物 植野史、滝井秀典、宇野努

場所：k ネット銀座セミナールーム

参加費：1,2回目は1500円、3・4回目は通して2000円 事前に申し込みください  
主催：共同親権運動ネットワーク・共同養育センター TEL:03-6226-5419

Mail:info@kyodosinken.com

### 我が子に会いたい親の会 第5回公開勉強会

被災地における離婚後の親子たち～子どもの最善の利益の観点から、どのように向き合うか

7月9日(土)14:40～16:30(14:00総会)

場所：みやぎNPOプラザ(榴ヶ岡)第一会議室(宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 TEL:022-256-0505)

## 【活動日誌】

2/25 第3回 ハーグ条約に関連する国内法整備勉強会(親子新法連絡会)

2/27 親子ネット運営委員会・定例会

3/10 国会議員への陳情活動(親子新法連絡会)

4/10 国会議員への陳情活動(親子新法連絡会)

4/16 親子ネット運営委員会・定例会

## 【マスコミ】

2/15 「日本、ハーグ条約加盟へ議論」：日本経済新聞

2/16 「ハーグ条約加盟を期待、日欧EPAへ譲歩必要(仏大使インタビュー)」：朝日新聞

2/17 「今日のニュース」「夜の視点」でハーグ条約関連記事：ABCニュース

2/18 「決断を持って国を開くという発想をとるべき時代が来ている」：法務大臣閣議後記者会見

2/18 ハーグ条約関連記事：朝日新聞、産経新聞

2/21 「ドキュメントにつぼんの絆 薄れゆくつながり 今、共に歩き考える」：毎日新聞

2/22 子の最善の利益を利用する日本人弁護士：AP通信(米)

2/25 「子ども中心の議論必要」：読売新聞

2/28 国際結婚増える韓国 「ハーグ条約」参加を：ハンギョレ新聞(韓国)

2/28 国境を越えた子の連れ去り～オーストラリアの離婚事情と日本のハーグ条約批准問題を考える～：Gloval Press

3/2 日本はハーグ条約加盟を：NHKニュース

3/4 「日本に強い懸念を抱いている」ハーグ条約未加盟で米国務長官：産経新聞

3/4 「民法等の一部を改正する法律案」を第177回通常国会(本年1月24日から6月22日)に閣法として提出：法務省

3/4 ハーグ条約は、日本が国際ルールの中でどう役割を果たしていくかということ：法務大臣閣議後記者会見

3/7 ハーグ条約加盟を決断せよ：日本経済新聞社説

3/7 ハーグ条約加盟「最重要課題」日米間で特に問題 米国務長官：時事.com

3/7 日本が子ども拉致「天国」に至った経緯：TIME誌(米)

3/7 ハーグ条約「反対者から意見聴取」「賛成派からのヒアリング」 政府：時事.com

3/15 可能な限り早く結論を得るべく真剣に検討を進めていきたい旨をコメント：日米外相会談

3/16 平凡社より、コリン・ジョーンズ著「子どもの連れ去り問題-日本の司法が親子を引き裂く[新書・新刊]」が発売

3/16 「子どもに会えない親のための実践講座」3/21 岐阜で開催：毎日.jp

3/30 ロシア、ハーグ条約に加盟：Moscow Time

4/2 「片親疎外に関する最新情報」：大正大学研究紀要(青木聡教授)

4/13 自民党 馳浩議員が、衆議院法務委員会でハーグ条約に関して質問：衆議院TV

## 【編集後記】

東日本大震災から1ヶ月が過ぎました。日本国中が、毎日のニュースに涙し、大きな痛みや悲しみ、悔しさの中で過ごした1ヶ月でした。

被災地では街そのものが津波で流されてしまうなどの甚大な被害を被り、いまだ復興への目処も立たず大変な日々が続いています。被災地の方々を思うと、東京に暮らす私などが今の生活を不便などと口にしてはならないと思いますが、東京でさえいまだに余震、原発事故への不安、水や一部の食品等が手に入らなかったり、計画停電や節電による企業活動・個人の消費行動の自粛・縮小など、普段とは違う緊張感の中で日々を過ごしています。

救いに感じるのは、このような過酷な状況にあっても、被災地の方々が懸命に前を向いて生きよとされている姿や明るい笑顔やテレビの映像で見せてくださることです。私たちのほうが勇気や元気をいただいている気がします、と同時に、心に深く閉じ込められた喪失感や悲しみは、心の専門家による継続したケアが必要だろうと思います。

被災地の方が前を向いて生きる姿勢から、私たちは多くを学びますが、国難と言われるほどのこの被災体験と、復興に向かうプロセスを、未来を生きる人たちに知恵や技術として示し残していく必要があると思います。

震災時、先人の知恵によって救われたある集落の話を目にしました。石碑に刻まれた「此处より下に家を建てるな」という教えを守った結果、住民の命が守られ、住宅被害もなかった岩手県宮古市姉吉地区です。過去に二度の大津波に遭い、その時の生存者はそれぞれわずか2名、4名だったといわれています。その生存者によって石碑が建てられ、それ以降沿岸部から住居を高台に移したそうですが、驚くことに、東日本大震災による大津波は石碑のわずか50m手前で止まったとのことでした。

私たち当事者の多くは、これまで自分と子どものため、または同じ苦しみを抱える仲間のために活動してきましたが、それは未来を生きる人のためにもなるということ、この石碑のエピソードが間接的に教えてくれました。私たちの活動は、5年、10年、20年先に、離婚することになってしまった人たちを、不要な配偶者間の葛藤や、子どもに会えない苦しみから救ってあげられることになるでしょう。そんな風に思うと、どんな障害にぶつかるうとも、歩みを止めてはならないですね。先人の知恵として、子孫に“石碑”を残せるよう、これからも、がんばろう～！

(鈴木裕子)

